第百二十五条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十二条第一項	の額（）	の額の二分の一に相当する額（）	第百二十五条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十二条第三項	と併給年金相当する	の額の二分の一に相当する額と併給年金相当する額に二を乗じて得た	第百三十三条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十四条第一項	の額（）	支給事由となった職域加算額のうち退職を支給事由とするもの、旧地共済法による退職年金、減額退職年金又は旧国共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあっては、その額の二分の一に相当する額とする。第三項において同じ。）の額（改正前地共済法による職域加算額のうち退職を支給事由とするもの、附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、附則第六十五条第一項に規定する年金である退職共済年金若しくは通算退職年金又は旧地共済法による退職年金若しくは旧国共済法による退職年金に相当する額とする。第三項において同じ。）と	適用後の併給年金の額（旧地共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金若しくは旧地共済法による退職年金若しくは通算退職年金又は旧国共済法による退職年金に相当する額とする。以下この項において同じ。）の二分の一に相当する額と	控除後退職共済年金額と年金額控除規定の適用後の併給年金の額との合計額を	相当する額に二を乗じて得た	第百二十六条第一項	適用後の併給年金の額（旧地共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金若しくは旧地共済法による退職年金若しくは通算退職年金又は旧国共済法による退職年金に相当する額とする。以下この項において同じ。）の二分の一に相当する額と	控除後年金総額を	相当する	第百三十四条第一項	適用後の併給年金の額（旧地共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金若しくは旧地共済法による退職年金若しくは通算退職年金又は旧国共済法による退職年金に相当する額とする。以下この項において同じ。）の二分の一に相当する額と	控除後年金総額を
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

第百三十九条　平成十六年地共済改正法附則第十七条第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成十六年地共済改正法第四条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第七十六条の二の規定、なお効力を有する改正前平成十六年国共済改正法附則第十八条第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前平成十六年国共済改正法第五条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第七十四条の二の規定又は平成十六年国民年金法等改正法第十二条による改正前の厚生年金保険法第三十八条の二の規定により旧地共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金、旧国共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金、旧国共済職域加算遺族給付、平成二十四年一元化法附則第四十一条退職共済年金又は改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第三号厚生年金又は第二号厚生年金に限る。以下この条において同じ。）のうち老齢厚生年金の受給権者が旧地共済職域加算遺族給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金、旧国共済職域加算遺族給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項及び第三項並びに第百三十三条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十二条第一項及び第三項並びに第百二十六条第一項及び第百三十四条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第百二十五条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第七十二条第一項	の額（）	の額の二分の一に相当する額（支給事由となった職域加算額のうち退職を支給事由とするもの、附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金若しくは通算退職年金又は旧国共済法による退職年金若しくは通算退職年金に相当する額とする。第二項において同じ。）の額（改正前地共済法による職域加算額のうち退職を支給事由とするもの、附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金若しくは通算退職年金又は旧国共済法による退職年金若しくは通算退職年金に相当する額とする。第三項において同じ。）と
	と併給年金相当する	の二分の一に相当する額と併給年金相当する額に二を乗じて得た